平成 25 年５月 22 日

各　　位

会 社 名　トラスコ中山株式会社
代表者名　代表取締役社長　中山哲也
（コード 9830　東証・大証一部）
問合せ先　取締役経営管理本部長　藪野忠久
（TEL.　06 － 6543 － 9830）

（変更）「決算期（事業年度末）変更に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年７月 20 日付「決算期（事業年度末）の変更に関するお知らせ」において、平成 26 年６月開催予定の第 51 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期を３月から 12 月へ変更することをお知らせいたしましたが、平成 26 年６月開催予定の第 51 期定時株主総会で当該議案をご承認いただいた場合、第 51 期の期中に決算期の変更を行うこととなるため、十分な準備期間を確保することを目的とし、当該議案を付議する定時株主総会を第 50 期定時株主総会とすること及び定款の変更案について所用の変更を行うことを平成 25 年４月 26 日開催の取締役会において決議いたしましたので、「決算期（事業年度末）変更に関するお知らせ」の一部変更についてお知らせいたします。

記

１．変更の内容について

（１）「定款一部変更の件」を付議する定時株主総会を変更いたします。

現　在	平成 26 年６月開催予定　第 51 期定時株主総会
変更後	平成 25 年６月開催予定　第 50 期定時株主総会

（２）定款変更案を変更いたします。

第 51 期事業年度の内容を明確にするため変更いたします。

（３）定款変更案の内容

別紙のとおりです。

２．「定款一部変更の件」について

（１）定款変更について

現行定款第 11 条（基準日）、第 36 条（事業年度）及び第 38 条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものです。また、これに伴い、第 52 期事業年度は平成 26 年４月１日から平成 26 年 12 月 31 日までの９か月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

【別紙】

定款（抜粋）　　（下線部は変更箇所）

現行変更案	変更案の変更後
（基準日） 第１１条　当会社は、毎年 12 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第１１条　当会社は、毎年 12 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（事業年度） 第３６条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。	（事業年度） 第３６条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。
（剰余金の配当の基準日） 第３８条　剰余金の配当としての期末配当は毎年 12 月 31 日、中間配当は毎年６月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。	（剰余金の配当の基準日） 第３８条　剰余金の配当としての期末配当は毎年 12 月 31 日、中間配当は毎年６月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
附　則	附　則
（第 52 期事業年度の期間） 第１条　　第 36 条の規定にかかわらず、平成 26 年４月１日から始まる第 52 期事業年度は同年 12 月 31 日までの９か月間とする。	（第 51 期及び第 52 期事業年度の期間） 第１条　　第 36 条の規定にかかわらず、平成 25 年４月１日から始まる第 51 期事業年度は平成 26 年３月 31 日までの 12 か月間とする。 第 36 条の規定にかかわらず、平成 26 年４月１日から始まる第 52 期事業年度は同年 12 月 31 日までの９か月間とする。
（新設）	（第 51 期及び第 52 期事業年度の中間配当の基準日） 第２条　　第 38 条の規定にかかわらず、第 51 期事業年度の中間配当の基準日は平成 25 年９月 30 日とする。 第 38 条の規定にかかわらず、第 52 期事業年度の中間配当の基準日は平成 26 年９月 30 日とする。
（第 52 期剰余金の配当の基準日） 第２条　　第 38 条の規定にかかわらず、第 52 期事業年度の中間配当の基準日は平成 26 年９月 30 日とする。	
（新設）	
（附則の有効期限） 第３条　　本附則第１条、第２条及び第３条は、平成 27 年１月５日をもって削除する。	（附則の有効期限） 第３条　　本附則第１条、第２条及び第３条は、第 52 期事業年度の経過をもってこれを削除する。